

議第二十九号

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（法律によつて成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

民法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

